

令和 6年度第23号 答申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を不存在のため不訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 8月16日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本件子」という。）に係る〇〇〇〇〇〇〇が保有する診療録（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
 - 2 同年 9月 6日、実施機関は、本件訂正請求に対して、本件保有個人情報は、保存期間の経過により廃棄済みであり、本件訂正請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - 3 同年12月 2日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件訂正請求に係る診療録を保有していることを認めて本件処分を取り消し、訂正（削除）するとの裁決を求める。
 - 2 審査請求の理由
審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 背景事情
ア 本件子は出生時に○○○があり、○歳時に手術を受け、その際身体抑制を行ったため、身体や言語の発達に遅延が生じていた。その回復途上にあった○歳○か月時に名古屋市○○○○○○（以下「○○○○○○」という。）で発達検査を受けたところ、担当医師は○○の診断名を付けた。

イ この診断名があるために本件子は、術後回復期の一時的な状態を回復不能な〇〇と見られることになり、大きな不利益を被ることとなった。4つの園に転入したが、どこでも上記診断内容が伝わっており、同様の対応をされた。本件子が〇歳の時に、審査請求人の求めにより、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇所長から保育運営課長宛「個人情報の取り扱いのお願い（依頼）」（以下「平成〇年依頼文」という。）が発出された。ここでは、各保育園に対し、本件子に行った発達検査のデータ及びそのデータに基づく判断をされている書類の破棄をさせるよう、保育運営課長に求めている。

ウ ところが、同月〇日に、平成〇年依頼文が出された後にもかかわらず、カルテに上記診断が残されていたことが判明した。同月〇日、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇の所長でもある担当医師（以下「所長」という。）及び副所長と面談した。そこで副所長は診断名の取消しが必要であることを認め、最後には所長も診断名削除を認めた。しかしその後も診断名は残り続けた。

エ 小学校に入学する際、上記診断名を小学校長が利用したことが明らかになった。実際に、小学校では、〇〇であることを前提とした対応がされ、8校の転校を余儀なくされたが、どこでも変わらなかった。令和〇年〇月からは中学校に入学したが、やはり〇〇であることを前提とした対応が続いている。こうした状況がこれ以上続くなら、本件子は上記診断書の呪縛のために、自己の能力、可能性を開花させる機会を奪われ、取り返しのつかないことになろうとしている。上記診断名およびそれに基づく記載は削除されるべきものであるから、本件訂正請求をしたものである。

(2) 診療録が存在することについて

ア 診療録について、医師法第24条第2項は「5年間保存しなければならない。」としている。しかし、診療録作成後5年で廃棄しなければならないものではなく、診療録を利用する必要がある場合には、より長期にわたって保存しなければならず、現に5年を超えて保存されている例が多い。

イ ○○○○○○は市の療育手帳の発行所を兼ねる施設であり、手帳発行後の経過と照合するために、過去の診療記録を保存しておく必要性が高い。

ウ 平成〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇で所長及び副所長と面談した際、副所長が、本件子の利益のため、もし年金受給が必要になった時、点数の記録だけでも残した方がよいと言った。〇〇〇〇〇〇の考え方として、診療録は障害者年金の申請に必要な資料であるため、18歳以降まで残しておく必要があるとされ、それを所長も聞いていた。実際には検査の点数だけ残すことにはり得ず、診療録全体を残していたはずである。

エ 平成〇年春ごろ、審査請求人は、名古屋市教育センターで相談員に、「学校と〇〇〇〇〇〇とが連携を取りながら進めていくことがある」「〇〇小学校校長が〇〇〇〇〇〇の古い診断名を利用している」と言わされた。校長から連携を取りたいと言われた時のために、少なくとも中学校卒業までは診療録を置いておくものではないか。

オ 以前開示を受けた診療録の所長作成部分中、平成〇年〇月のところに「他医師の診断書提出など何かあれば報告に来ていただきたい」との記載があった。平成〇年〇月には他医師の診断書を提出し、所長に診断書を作成してもらっている。その後も同様の必要から来院する予定は想像でき、〇〇〇〇〇〇の業務としての診療は完結していなかつたと考えられる。

カ いつ、いかなる判断のもとに廃棄したのか、具体的に説明すべき。

キ 実施機関が、診療録を 5年経過で直ちに廃棄したとは考え難いところ、これらの指摘について弁明書で何ら答えていない。これらの事実について確認し、廃棄したとの弁明の真偽を究明されたい。

ク 診療録の原本が廃棄されたとしてもその全部又は一部の写しが残っている場合は請求に係る情報が残っていることになるのであるから、この点も確認すべき。

(3) 訂正すべき点

ア 訂正（削除）を求めている点は、いずれも〇〇〇〇〇〇で「〇〇」という誤った記載がされていることに起因する記載であり、平成〇年依頼文で抹消すべきとされている事柄である。平成〇年依頼文は保育運営課長宛であるが、診断の主体である〇〇〇〇〇〇が抹消を求めているのであり、市として、削除が徹底される必要がある。

イ 法第91条第 1項の訂正請求は、「事実でないと思料するとき」にでき

るとされており、事実でない評価の記載については、訂正請求は認められないと解されている。診療録に記載される診断名は一般的には評価に係る記載と見られるが、本件では、診断名を事実として捉えたことから本件子は様々な不利益を被っており、その救済の必要性は明らかである。診断名が事実であることを前提としてなされた記載は評価ではなく、事実に当たるというべきである。

ウ また、本件においては、診断名の記載自体も、診断名を事実として捉えることにより本件子に対する不当な対応の根拠となってきたものであり、かつ、診断内容自体を行政機関である〇〇〇〇〇〇〇が否定し、廃棄を求めていることからすれば、訂正請求の対象とすべきであり、事実に当たるというべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

〇〇〇〇〇〇〇における診療録の保存期間は、医師法（昭和23年法律第 201号）第24条第 2項を踏まえ、 5年と定めている。そのため、本件保有個人情報については、最終診療日の属する年度の末日から起算して 5年間を経過した令和〇年〇月〇日に保存期間が満了しており、すでに廃棄済みである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在により不訂正とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。このような目的を達成するために、何人に対しても、本市が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用の停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審議会は、本件審査請求に係る不訂正決定について、法、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）及び各関係規定の内容に照らし、それに基づく決定の妥当性について検討することとする。

なお、法第90条第 1項において、訂正を請求することができるのは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に限られており、同条第 3項において、開示を受けた日から90日以内に請求しなければならないとしている

が、本市では、条例において上記規定は適用しないこととなっていることから、開示決定を経ずとも訂正を求めることができる。

3 本件保有個人情報について

- (1) 本件審査請求の対象となる保有個人情報は、実施機関が保有する本件子に係る診療録である。一般的に診療録は、医師の診断や診療記録を記載したもので、審査請求人は、平成〇年、平成〇年及び令和〇年に、本件子に係る診療録又は医療情報についての開示請求をしており、本件保有個人情報が開示されている。
- (2) 審査請求人は、本件保有個人情報は、平成〇年依頼文において、本件子に行った発達検査について、実施機関保有の記録類は保護者からの請求を受けて削除したと記載されているにもかかわらず削除されていないとし、本件保有個人情報の発達検査のデータ及びデータに基づく診断、診断名、判断の削除を求めている。

4 実施機関が保有する本件子に係る保有個人情報について

- (1) 本件子に係る診療録について

ア 審査請求人が本件訂正請求書に添付した診療録を当審議会が見分したところ、本件保有個人情報は、実施機関の医師が本件子に係る診療に関する事項を記載したものであり、〇〇の診断名が含まれていることが確認された。

イ 事務局をして実施機関に確認したところ、実施機関は、平成〇年に審査請求人からの求めがあった時点で、本件保有個人情報の〇〇の診断名等は担当医師の判断で訂正しない取扱いとしたとのことである。また、この時点で、審査請求人に対し、この対応に係る詳細な説明を行った経緯は確認できなかった。

ウ 医師法第24条第1項によると、医師が診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならないとされており、同条第2項では、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、5年間保存しなければならないと規定されている。実施機関では、最終診療日の属する年度の末日から起算して5年間を診療録の保存期間としており、本件保有個人情報は令和〇年〇月〇日に保存期間が満了したため、同年〇月〇日に溶解処理にて廃棄したことである。

(2) 本件子に係る児童記録について

- ア 本件訂正請求で訂正を求められたのは、本件子に係る診療録であるが、事務局をして実施機関に確認したところ、実施機関が保有する又は保有していた本件子に係る情報として、診療録のほかに児童記録が存在することが認められた。
- イ 本件子に係る児童記録には、本件子に係る相談記録のほか発達検査結果及びそれに基づく判断等が記載されていたが、平成〇年に審査請求人からの求めを受けて、発達検査データ及びそれに基づく判断等については削除されていた。
- ウ 児童記録の保存年限は30年とされており、本件子に係る発達検査データ及びそれに基づく判断等を除く部分は、実施機関にて保有を継続している。
- エ なお、障害児保育に係る事務のため、子ども青少年局保育運営課及び同局保育企画課（以下「保育部門」という。）は、年に複数回、実施機関が保有する児童記録を閲覧する。本件子に係る児童記録についても、上記のとおり保育部門に閲覧された可能性があるため、実施機関においては、平成〇年依頼文にて、本件子に行った発達検査のデータ及びそのデータに基づく判断をされている書類の破棄を求めたものである。

5 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は、診療録は保存年限を超えても保存されている例が多く、手帳の発行、障害者年金の支給及び関係機関からの照会等に備え、実施機関は本件保有個人情報を引き続き保有していると主張しているため、この点について判断する。
- (2) 実施機関は、上記 4 (1) のとおり、保存期間経過のため令和〇年〇月〇日に溶解処理にて廃棄したと説明しており、保存期間経過後の文書を廃棄したことにつき、特段不合理な点は認められない。
- (3) また、事務局をして実施機関に確認したところ、実施機関は障害基礎年金の受給申請にあたって、障害者本人又は保護者から受診状況等証明の作成を依頼されることがあるため、診療録の保存期間経過後も、診療録の必要最低限の部分を児童記録に綴じ変えて、引き続き保有する取扱いを原則としているが、本件保有個人情報は、平成〇年に審査請求人から発達検査データ及びそのデータに基づく判断がされている記録類の破棄を求められ

ていたことから、上記（2）のとおり廃棄したことであった。この点の説明についても、特段不自然な点は認められない。

(4) したがって、本件保有個人情報は廃棄により不存在であることを理由として行った本件処分は妥当であると言える。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会からの付言

上記第3の審査請求人の主張に鑑みると、審査請求人は市政に不信感を抱き、本件訂正請求及び本件審査請求に至った可能性が否定できない。この点につき、実施機関から、審査請求人に対して発達検査等の記載の削除についての対応に係る詳細な説明を行ったことは確認できなかった。

平成〇年時及び本件訂正請求時において、実施機関が審査請求人に対して、上記の対応について説明を行っていたならば、本件訂正請求及び本件審査請求は提起に至らなかつた可能性もあると考えられる。実施機関においては、今後その担任する事務事業の遂行にあたつて、市民に対し適切かつ十分な説明が果たされるよう努められたい。

第7 審議会の処理経過

年月日	内 容
令和5年12月26日	本件審査請求に係る諮問書の受理
令和6年1月26日	本件審査請求に係る弁明書の受理
3月1日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和7年2月21日 (令和6年度第11回)	調査審議
3月21日 (令和6年度第12回)	調査審議
3月28日	答申